

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL:03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	USB2.0カメラ
型番	ARTCAM-150P5-WOM (DS/OP/OP-CMを含む)
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 非該当 10の項(4) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応		(1 / 3)		貨 物 名：USB2.0カメラ	
別1項番		メーカー名： 株式会社アートレイ			
		型及び銘柄： ARTCAM-150P5-WOM (DS/OP/OP-CMを含む)			

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

(2/3)

別 1 項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令] 第9条	輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三	光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの			
ニ	宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次の (一) 及び (二) に該当するもの			
(一)	次のいずれかに該当するもの			
(二)	次のいずれかに該当するもの			
1	白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が10,000未満のもの		×	数値 ()
2	イリジウムシリコンを用いたもの		-	
3	アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの であつて、素子の数が256未満のもの	ひ	-	数値 ()
4	砒化インジウムを用いたもの	※砒	-	
5	硫化鉛を用いたもの	ひ	-	
6	砒化インジウムガリウムを用いたもの	※砒	-	
7	テルル化水銀カドミウムを用いたスキャニングアレー であつて、次のいずれかに該当するもの		-	
一	同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が30以下のもの		-	数値 ()
二	同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が2以下のもの		-	数値 ()
8	テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー であつて、素子の数が256未満のもの		-	数値 ()
9	砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が256未満のもの	ひ ※砒	-	数値 ()
10	熱型フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が8,000未満のもの		-	数値 ()
11	要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 要素素子の数が4,096以下のもの		-	数値 ()
12	要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 一方方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの		×	数値 (400-700nm)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

$$(3/3)$$
[illegible]

*告示貨物＝貨物等省令第9条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が[○]である場合は、その項目別対比表も作成すること。

